

生食発0526第1号  
令和3年5月26日

各 検 疫 所 長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
(公 印 省 略)

食品衛生法第11条第1項の規定により厚生労働大臣が定める  
国若しくは地域又は施設の一部を改正する件について

食品衛生法第11条第1項の規定により厚生労働大臣が定める国若しくは地域  
又は施設の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第212号）が本日告示  
された。改正の概要等は、下記のとおりであるので、関係者に対する周知徹底を  
はじめ、その運用に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いする。

## 記

### 第1 改正の概要

食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置が講じられていることが確実であるものとして厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設（以下「厚生労働大臣が定める国等」という。）については、食品衛生法第11条第1項の規定により厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設（令和2年厚生労働省告示第226号）において定められている。

食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置（以下「HACCPに基づく衛生管理」という。）が講じられていることが確実であるものとして厚生労働大臣が定める国等を新たに追加したこと。

### 第2 適用期日

告示日からとする。

### 第3 運用上留意すべき事項

- (1) 告示に示されていない国等について、HACCPに基づく衛生管理が講じられていることが確実であることが確認された場合には、今後、当該国等を告示に追加する予定であること。
- (2) BSE発生国又は発生地域から輸入される牛、めん羊又は山羊の肉及び臓器については、食品健康影響評価の結果に基づき、安全性が確保されていると認められる国又は地域として別途取扱いを定めたものを除き、引き続き輸入は認められないこと。